

台湾産資材調達支援事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

1. 事業名 台湾産資材調達支援事業委託業務（以下、本業務という。）
2. 業務の内容 別紙 本業務仕様書のとおり。
3. 業務期間 契約締結日から令和9年3月15日まで
4. 委託料上限額 2,343,000円以内（消費税及び地方消費税含む）
※上記金額は、契約金額の限度を示すものであり、契約額を示すものではない。
5. 契約方法 プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。
6. 応募資格
本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる全ての要件を満たしていることとする。
 - (1) 本業務の内容を十分に理解したうえで、本市と目的を共有し、委託業務を的確に遂行できること。
 - (2) 暴力団（石垣市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統治下にある者ではない者。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (4) 参加資格者は、法人、個人事業主とする。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (6) 過去に同種または類似の受注実績があり、確実に履行できる者であること。
 - (7) 法人税、所得税、地方税、住民税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

7. 公募から契約締結までのスケジュール

内容	日程
実施要領・仕様書の公表	令和8年6月12日(金)
参加表明書提出期限及び、質問受付期限	令和8年7月3日(金)
質疑回答期限（予定）※電子メールで回答	令和8年7月8日(水)
提案書類受付期限	令和8年7月10日(金)
プレゼンテーション審査日	令和8年7月15日（水）
選考結果の通知及び契約締結	令和8年7月下旬予定

8. 参加表明書の提出

- (1) 受付期限 令和8年7月3日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 石垣市農林水産商工部 商工振興課
- (3) 提出方法 郵送又は持参

※ 事前に電子メールにより、提出することも可とする。

送付先：石垣市農林水産商工部 商工振興課<syoukou@city.ishigaki.okinawa.jp>に送信し、メールで送付する場合は、電話でも連絡すること。後日、原本提出をすること。

- (4) 提出書類 プロポーザル参加表明書(様式1) 1部
誓約書(様式8)

9. 質問及び回答

- (1) 質問期間 令和8年7月3日(金)午後3時まで
(2) 質問提出先 石垣市農林水産商工部 商工振興課<syoukou@city.ishigaki.okinawa.jp>に電子メールで提出すること。 ※提出した際は、電話にて連絡をすること。
(3) 質問方法 質問は「質問書(様式2)」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて送付すること。
また、電子メールの件名は「台湾産資材調達支援事業(会社名)」とすること。
(4) 回答期限 令和8年7月8日(水)

10. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月10日(金)午後1時必着
(2) 提出先 石垣市農林水産商工部 商工振興課
(3) 提出方法 郵送または持参のみ
(4) 提出書類
① 企画提案書表紙(様式3)
② 台湾産資材調達支援委託提案者調書(様式4)
③ 企画提案書(任意様式)
④ 見積書(積算内訳が記載されていること)(任意様式)
⑤ 業務実績表 ※本市からの委託業務の従事・実績がある場合のみ(任意様式)
⑥ 共同事業者構成員調書(様式7) ※該当する場合のみ

全てA4版(日本工業規格によるA4版の規格)の用紙とすること。また、用いる言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上とし、次の点を全て満たすこと。

- ・本実施要領及び、委託業務仕様書、審査基準の項目については漏れなく記載すること。
- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- ・本文の各頁には、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。
- ・提出書類は全て片面印刷で社印及び社名のある正本1部、写しを**8部**ずつ提出すること。

11. 審査方法

本プロポーザルにおける提案内容の審査は、プロポーザル審査選定委員会を設置し、選定委員会において評価及び選定を行う。選定委員会では企画提案者に対し「審査基準」に基づき評価を行い、総評価得点が最上位の者を、契約予定事業者として決定する。また、次に得点の高かった者

を、次点の事業者として決定する。最高得点に同数が出た場合は、見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、選定委員会の投票で決定する。なお、参加事業者が1社であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、選定委員会で決定するものとする。

(1) プレゼンテーション審査

本プロポーザルでは、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会において総合的に審査する。なお、応募が1社のみの応募の場合でもプレゼンテーションを実施するものとする。

① 実施日：令和8年7月15日（水）

※場所及び時間については別途個別に連絡する。

② 実施方法

ア 事前に提出された企画提案書、提案者調書（添付書類を含む）に基づきプレゼンテーションを実施すること。また、当日の上記提出書類以外の資料を配布することは認めない。

イ 説明時間は1事業者あたり15分、質疑応答10分程度とする。

ウ 1事業者あたり出席者は、2名までとする。また、オンラインによるプレゼンテーションも可能とする。指定する時間までに会場外の指定場所にて待機すること。

エ 説明に際しては、プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。プロジェクター及びスクリーン等は本市で準備する。ただし、パソコン、接続ケーブル等は企画提案者が準備すること。

オ 次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- ・ 指定した時間に遅れた場合。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ・ 本実施要領で示す調達額を超過する額で提案が行われた場合。

(2) 審査基準

企画提案について、以下の基準をもとに総合的に評価し選定を行う。

別表のとおり

(3) 審査結果

選定委員会による選定後、各応募者へ電子メールで令和8年7月下旬（予定）に通知する。

なお採否についての異議申し立て等は受け付けない。

12. 契約

審査結果により、評価の合計が最も高い提案者を受託候補者として特定し、期間を限って随意契約に向けた交渉を進めることとする。また、契約予定事業者と協議し、契約予定事業者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。ただし、選考された事業者が以下の規定に該当する場合は、契約を締結しない。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- (5) 予算限度額を超える提案の場合

また、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。

13. その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 企画提案に要する経費は応募者の負担とする。
提出した参加表明書を取下げする場合は、参加辞退届（様式5）を速やかに提出すること。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、これを受け付けない。
- (5) 契約の手続きは、石垣市財務規則（昭和58年規則第2号）の定めによるものとする。
- (6) 本事業の取り組みや成果については、広報誌など本市の各種広報媒体で公開する場合がある。

14. 担当部署

石垣市農林水産商工部 商工振興課 物産振興係（担当：大浜、高良）

TEL:0980-82-1533/FAX:0980-82-1226

E-mail : syoukou@city.ishigaki.okinawa.jp

※公募期間中は電話、口頭による照会対応は不可とする。

審査評価基準表（合計評価点 100点）

【業務名称】 台湾産資材調達支援事業委託業務

【応募事業者名】

提案内容の評価（100点満点）

	審査項目	評価の視点	配点	得点
1	事業の理解度	石垣—台湾間の物流インフラ（フェリー・航空便）の現状と課題を正しく認識しているか。	10	
		「輸入商談のノウハウ不足」という市内事業者の課題に対し、共感と解決への熱意が感じられるか。	10	
2	業務実施計画	意向調査：単なるアンケートに留まらず、潜在ニーズを引き出すヒアリング手法が具体的か。	10	
		サプライヤーリスト：20社以上のリスト作成において、石垣市のニーズ（小ロット、品質、価格）に合致する企業を選定する基準が明確か。	10	
		商談アポイント：5件以上の獲得に向けた、具体的な営業戦略やアプローチ手法が示されているか。	10	
		マッチング支援：物流スキーム（通関・検疫・配送）や原価試算のシミュレーションが、実務に即した精度で提案されているか。	10	
3	実施体制・専門性	台湾現地企業とのネットワークや、貿易実務（通関・検疫等）の専門知識を有する体制が整っているか。	10	
		トラブル発生時や商談不調時のリカバリー体制（代替案の提示など）が想定されているか。	10	
4	波及効果・持続性	本事業の成果（成約件数等）をどのように可視化し、報告書にまとめるか	10	
		事業終了後、市内事業者が自力で台湾産資材を調達し続けられるような「ノウハウの蓄積・移転」の視点があるか。	10	
合計				